

研究集会助成 応募要項

公益財団法人ノバルティス科学振興財団
〒105-6333 東京都港区虎ノ門 1-23-1 虎ノ門ヒルズ森タワー29F
電話：03-6899-2100 / FAX：03-6899-2101
E-mail：foundation.japan@novartis.com
URL：http://japanfoundation.novartis.org

1. 対象集会

生物・生命科学、関連する化学および情報科学の領域において、我が国で開催される国際色豊かな研究集会を下記基準に基づき助成

- 1) 国外からの参加者を含み、国際色豊かで、学術的意義の大きい研究集会であること
- 2) 1,000 名を越す大規模な研究集会は、原則として助成の対象としない。ただし、関連して国内の機関が主催するシンポジウム、招待講演、セミナー等は助成対象とする
- 3) 2 国間の研究集会は、原則として助成の対象としない
- 4) 他の財源から多額の収入が得られると予想される研究集会よりも、当財団からの助成が有効となるような研究集会を優先
- 5) 平成 31(2019)年 4 月～平成 32(2020)年 3 月末に開催される研究集会

2. 申請件数

1 申請者から 1 件に限る。また、1 集会につき 1 申請とする
当財団の現理事、評議員、選考委員は申請者となれない

3. 助成金額

助成金は 1 件 40 万円。5 件程度

4. 申請方法

当財団ホームページ (HP) (<http://japanfoundation.novartis.org>) に必要事項を記入。HP からダウンロードした書式(応募申請書、応募申込票)に記入後、下記要領で財団事務局に提出(2018 年 9 月 28 日(金)厳守)

応募申請書は見やすく簡潔に記入。印刷は両面コピー。左上をホチキス留め

- 1) 応募申請書：書式に記入後、ホームページに格納。併せて書面で 3 部送付 (郵送)
ファイル名は、氏名(所属略称)集会申請書.pdf [例：ノバ太郎(○大)集会申請書.pdf]

ファイルを格納(9 月 28 日(金)厳守)。受付完了後 E-メールで通知

<提出物チェック>申請時に要確認

- ・ファイル提出(ホームページに格納)応募申請書 (PDF)
- ・書類提出(書面で 3 部を送付)：応募申請書

5. 申請受付期間

平成 30 年（2018 年）7 月 ～ 平成 30 年（2018 年）9 月 28 日（金）

6. 選考方法

選考委員会で選考後、理事会で決定（平成 31 年 2 月下旬）

7. 採否の通知

平成 31 年（2019 年）2 月下旬以降に、採否を申請者に通知

8. 助成金の交付

平成 31 年（2019 年）4 月下旬以降に、指定の銀行口座に振込
集会が延期もしくは中止された場合、助成金は返却を原則とする

9. 助成金の使途

助成金は、助成対象となっている研究集会の開催に必要な経費以外には使用できない
会場使用料、講演者の招聘費用、抄録集の印刷費等、研究集会の開催に直接必要な経費に限る
飲食費等に使用してはならない

助成金は、申請書記載の通りに使用することを原則とする

使途を変更する場合は、予め当財団理事長の承認を求めること

助成金を使わなかった場合、助成金が余った場合は、返却を原則とする

10. 助成金を受けた表示

当財団の助成を受けたシンポジウム、招待講演、セミナー等は、「**公益財団法人ノバルティス科学振興財団**」（英文の場合は「**The NOVARTIS Foundation (Japan) for the Promotion of Science**」）から助成を受けた旨を明らかにし、その資料があれば 1 部を当財団事務局へ送付すること
研究集会の案内、抄録集、報告書等を刊行する場合は、「**公益財団法人ノバルティス科学振興財団**」（英文の場合は「**The NOVARTIS Foundation (Japan) for the Promotion of Science**」）から助成を受けた旨を明記し、その刊行物を 1 部当財団事務局へ送付すること

11. 成果の報告

研究集会の成果および会計報告を、集会終了後 2 ヶ月以内に当財団に報告すること（必須）

報告書作成方法等については、当財団事務局より連絡

成果報告書は、当財団ホームページ、年報等で公表される

領収書は、提出は求めないが、使用后 5 年間は保管すること

12. その他

上記の点に違反したとき、または贈呈先として相応しくない行為があったときは、申請資格を一定期間停止する、助成金の返還を求める等のことがある

選考や採否通知の日程は、変更されることがある

助成対象者名、所属機関、研究集会名等は、報道機関、財団ホームページ、年報等で公表される